

2016 年
新年特大号

目次:

I	中国における 2015 年の立法動向	p 2
	野村高志、早川一平、郭望	
II	香港の契約関係の新法令 - 契約(第三者の権利)条例(Contract (Rights of Third Parties) Ordinance)-	p 4
	山中政人、岡田早織	
III	インド ECB 規制の緩和 負債による資金提供オプションの拡大と留意点	p 5
	久保光太郎、今泉勇	
IV	インドネシア汚職撲滅委員会(KPK)の弱体化の傾向	p 7
	吉本祐介	
V	2015 年のミャンマー法実務と 2016 年に向けての展望	p 9
	湯川雄介	
VI	フィリピンの競争法について	p 11
	佐藤正孝	
VII	台湾における整理解雇について	p 13
	孫櫻情	
VIII	タイ: 事業担保法 (BUSINESS SECURITY LAW)	p 16
	小原英志、下向智子 Atitharnbhorn Uwanno、Tomoyoshi Jai-ob-orm	
IX	ベトナム 2015 年立法動向ハイライト	p 18
	小口光、渡邊純子、Nguyen Tuan Anh	
	コラム: ~シンガポール新会社法(連載第 5 回)~ 株式②	p 21
	山中政人	

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

I 中国における 2015 年の立法動向

執筆者:野村高志、早川一平、郭望

1. 2015 年の立法の要点

2015 年は、前年 6 月に国務院が公布した「公平な市場競争の促進と正常な市場秩序の維持に関する国務院の若干の意見」(国発[2014]20 号)を受けて、①市場参入の制限緩和、②行政許認可手続の削減及び、③市場活動への管理強化を旨とする立法が相次ぎました。政府規制の緩和と、行政的監督の強化という、相反する要素がせめぎ合う中で立法が進められていると見てよいでしょう。以下では、①～③の要素をそれぞれ代表するような重要立法を紹介します。

2. 市場参入の制限緩和—外商投資関連

中国の改革・開放政策の実施から 30 年が経つ中で、外資導入の方式や産業・市場の構造は大きく変化しました。特に近年、サービス業や一般製造業への外資参入のニーズが拡大しています。このような背景の下、外資による投資規制の基本法である「外商投資産業指導目録(2015 年改訂版)」¹(以下「新目録」)が公布されました。同目録の改訂は 6 回目となります。

今回の改訂で、外資投資が制限される「制限類」の項目は大幅に削除され、79 項目から 38 項目になりました。例えば、飲料製造業、タバコ製品業、化学原料及び化学製品製造業、化学繊維製造業、専用設備製造業などの製造業において、多くの製品製造プロジェクトが「制限類」から外れました(他方で自動車完成車の製造は新たに「制限類」に追加されています。)。また、製造業以外にも、例えば、鉄道貨物運輸、直販・通販、輸出入商品検査、保険ブローカー、財務会社、信託会社、高級ホテル・オフィスの建設・経営、娯楽施設の経営などが「制限類」から削除されました。また、外資投資が許されない「禁止類」も、38 項目から 36 項目に減少しました。

外資出資比率に関する規制も大きく緩和されました。「合併・合作」による投資が条件とされる項目は、43 項目から 15 項目まで減少し、「中国側の持分支配」が条件とされる項目は、44 項目から 35 項目まで減少しました。

新目録の施行により、外資にとっての新たなビジネスチャンスが生まれることが期待されています。

3. 行政許認可手続の削減—会社登記関連

(1) 「先照後証」

「先照後証」とは、先に企業設立登記を行い、後に当該事業に必要な行政許可証を取得する制度をいいます。

行政手続の簡素化の一環として、「先証後照」(先に行政許可証を取得し、後に企業設立登記する制度)から「先照後証」へと制度改革が進められました。「先照後証」に手続が変更されたことにより、「工商登記前置審査批准事項」²(以下「事前許可事項」)に該当しない場合、基本的に「先照後証」に従い設立登記後に、行政許可証を取得することになります(行政許可事項は、当該行政許可証を取得後に対象事業を開始することができます)。もっとも、外資企業の設立の場合、外商投資企業の設立及び変更の許認可が事前許可事項であることから、先に商務部門の批准証書を取得し、その後、工商部門の設立登記を行う必要があります。

(2) 「三証合一」

「三証合一」とは、三証(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証)を、18 桁の統一社会信用コードが記載された新しい営業

¹ 国発、商務部令第 22 号、2015 年 3 月 10 日公布、同年 4 月 10 日施行。

² 『先照後証』改革を厳格に遂行し、工商登記事前審査認可事項を厳格に実施することに関する通知(工商企注字[2015]65 号、2015 年 5 月 11 日公布、同日施行)の付属文書。

許可証に一本化する制度をいい、2015年10月1日から、全国で開始されています³。

「三証合一」により、従前は、順次、工商部門から営業許可証を取得し、品質技術監督部門から組織機構コード証を取得し、税務部門から税務登記証を取得する必要がありましたが、今後は、組織機構コード証及び税務登記証の取得手続が不要となり、手続が大幅に簡素化されたといえます。登記申請から登記までの時間について、従前は約1ヶ月程度要していましたが、約10日以内に短縮される可能性があるとのことです。

また、「『三証合一』に関連する業務連結を適性に行うことに関する通知」⁴により、2015年10月1日以降、以下のとおりの登記実務となりました。

手続	内容
設立登記	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 工商部門に登記申請(品質技術監督部門、税務部門の手続は不要) ➢ 統一社会信用コードが記載された営業許可証を取得
変更登記	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存三証(営業許可証、組織機構コード証、税務登記証)の回収 ➢ 統一社会信用コードが記載された営業許可証を取得 ➢ 既存三証を紛失した場合、新聞に公告が必要
抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務部門に抹消申請し、「清税証明(税金完納証明)」を取得し、工商部門に工商登記の抹消申請
移行期間	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新制度の移行期間は、原則として2017年12月31日まで

4. 市場活動への管理強化－食品安全法の改正

食の安全問題を契機に、2009年に旧「食品安全法」が制定・施行されましたが、その後も食の安全に関する事件が後を絶たず、改正「**食品安全法**」(以下「新法」といいます)が2015年4月に公布され、10月1日から施行されました。世界で最も厳格と言われる新法の登場は、国内でも大きな話題となりました。市場活動の管理強化を旨とする改正の代表例といえます。

新法では、食品製造・販売業者に対し安全管理責任を加重しており、企業にとって社内管理体制の見直しと再構築などの負担の増大が予想されます。例えば、食品製造・販売業者に対し、食品安全トレーサビリティシステムを構築し、トレーサビリティを保証するよう義務づけています(42条)。また、食品製造・販売業者に対し、「食品安全管理制度」の構築・強化を求めており(会社の責任者がその実施の全面的な責任を負います)、具体的には、従業員に対する食品安全知識の研修の実施のほか、社内に「食品安全管理者」を配置し、それに対する訓練と審査を強化し、審査の結果、食品安全管理能力がないと判断された場合は職務から外すこと、食品薬品監督管理部門が食品安全管理者に対する無作為抽出・審査を行い、結果を公表すること等が規定されています(44条)。

また新法では、違法行為に対する各種の法的責任が全面的に加重されています。違法行為に対する罰金額が軒並み引き上げられ、更に、違法行為に対する将来に向けたペナルティとして、①許可証が没収された食品製造・販売業者、その法定代表者、直接責任を負う主管人員、その他の直接責任者は、処罰決定が下された日から5年間、食品の製造・販売許可を申請し、又は食品製造販売の管理業務に従事したり、食品製造販売業者の食品安全管理人員を担当することはできないこと、②食品安全犯罪によって有期懲役以上の刑罰の判決を受けた場合、生涯にわたり食品製造販売の管理業務に従事してはならず、又は食品製造販売業者の食品安全管理人員を担当してはならないことが規定されています(135条)。

また、食品安全基準に適合しない食品を生産し、又はそれを知りながら販売した場合の懲罰的賠償についても、旧法から存在する「代金の10倍」のほか「損失の3倍」という事由が追加され、そのいずれかの賠償を請求できること、また追加賠償の金額が千円未満の場合は千円に増加することが規定されています(148条)。

中国が、政府規制の緩和と、行政的監督の強化のバランスをどう取りながら法整備を進めていくのか、それが日系企業のビジネスにどのような影響を及ぼすのか、2016年も引き続き注視していきたいと思えます。

³ 「国务院の発展改革委等の部門への法人及びその他の組織の統一社会信用コード制度の総体方案の送付に関する通知」(国発[2015]33号、2015年6月11日公布、同日施行)、「『三証書の本化』登記制度改革推進に関する国务院弁公庁の意見」(国弁発[2015]50号、2015年6月23日公布、同日施行)等を参照。

⁴ 工商企注字[2015]147号、2015年9月10日公布、同日施行。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012年～2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_hayakawa@jurists.co.jp

2011年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学(語学研修課程)卒業。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



かく ぼう
郭 望

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー 中国律師

w_guo@jurists.co.jp

2012年中国律師登録。2009年より北京市世澤法律事務所及び北京市大地法律事務所勤務、2012年12月より現職。

専門は中国における外商投資、M&A、労務、会社法務等。

II 香港の契約関係の新法令 -契約(第三者の権利)条例(Contract (Rights of Third Parties) Ordinance)- 執筆者: 山中政人、岡田早織

契約(第三者の権利)条例(Contract (Rights of Third Parties) Ordinance)(以下、「本条例」といいます。)が、2016年1月1日に施行されました。

本条例は、香港法を準拠法とする契約において、契約の当事者ではない第三者が、一定の場合に、当該契約を執行できる旨を定めています⁵。具体的には、本条例により、契約が以下の要件のいずれかを満たす場合には、第三者は当該契約に基づいて当該第三者が有する権利を執行することができることとなります。

(1) 契約において、当該契約の当事者ではない第三者が一定の権利を執行できる旨が明確に規定されていること⁶

または

(2) 契約において、第三者に利益⁷を与える(purport to confer a benefit)旨が規定されていること(ただし、当該契約において、本条例の適用が明確に除外されている場合⁸を除きます。)

本条例の適用を受けるためには、契約書上に、第三者の名称又は種類(class)⁹を明確に記載する必要があります。

本条例の適用が問題となり得る具体的な例としては、販売代理店契約において、ディストリビューターが、サブ・ディストリビュー

⁵ 契約の当事者のみが契約上の権利を執行できるという原則を修正するもので、英国、シンガポール、オーストラリアなどのコモンロー諸国では既に類似の法令が制定されています。

⁶ 例えば、「第三者 C は本契約 3 条及び 4 条に定める権利を本契約の当事者 A に対して執行する権利を有する。」(C shall have the right to enforce clauses 3 and 4 of the contract against A.)という規定がこれに該当します。

⁷ 第三者には利益(benefit)のみが与えられ、負担は与えられません。

⁸ 契約上第三者に利益を与えないことが明確にされている例としては、以下のような規定があります。「本契約の当事者 A は当事者 B に対し、C のアパートの内装に関するサービスを提供することに合意する。本内装契約から発生する全ての紛争は、A と B との間のみで対応する。」(A agrees with B to provide renovation services to C's apartment. All disputes arising from this renovation contract shall be dealt with between A and B only.)

⁹ 例えば、特定の事業に従事する従業員全員、ビルの占有者全員、特定のソフトウェアをライセンスを受けて使用する者全員など。このため、契約締結時に存在しなかった第三者も、本条例に基づく権利を行使することが可能な場合があり、その場合、当該第三者は、権利の行使のための約因(consideration)は不要です。

ターの選任をすることができる旨及びサブ・ディストリビューターの具体的権利が定められている条項や、ライセンス契約において、サブ・ライセンスについて具体的に規定される場合などが考えられます。第三者は、当該第三者が契約の当事者であった場合に執行できる権利を執行できることとなります¹⁰⁾。

契約書に第三者の権利が定められている場合でも、前記の通り、当該契約上に、第三者に当該権利を執行する権利を与えるものではない旨の明文規定がなされる場合には、本条例は適用されないこととなります。さらに、第三者が契約の条項を強制執行できる場合には、当該契約の他の当事者は、契約上に、第三者の同意なく契約の変更をすることができる旨の規定を定めない限り、当該第三者の同意なく、第三者の権利を変更又は消滅させる契約の変更をすることはできません。

なお、本条例に基づく第三者の権利は、別の第三者に譲渡することが可能とされています。これを防ぐために、契約書において、第三者の権利は譲渡することができないこと、あるいは、少なくとも、契約当事者の同意がない限り譲渡することができない旨を規定することが薦められます。

本条例の適用範囲に関する重要な点として、本条例は施行日である2016年1月1日以降に締結された契約に適用され、施行日以前に締結された契約には適用されません。また、一定の類型の書類は、適用対象となりません(約束手形(promissory notes)、土地に関する合意、海路及び空路の商品運搬に関する契約、信用状(letters of credit)、会社の定款、雇用契約(従業員に対して執行する場合)など)。

本条例の施行後は、香港法準拠の契約書の作成・締結にあたっては、本条例の適用の有無を検討し、適用を排除したい場合には契約書にその旨を明確に規定することが薦められます。また、香港法準拠の定形フォーム契約を使用している場合には、本条例の適用の観点から、定形フォーム契約の見直しをすることが薦められます。英国やシンガポールにも同種の法律があり、これらの国で用いられている文言が参考になるのではないかと思います。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表

m.yamanaka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手がけ、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでのIPOに関与する。香港のキャピタル・マーケットの知識・経験を広げるため2011年より2012年まで香港のノートン・ローズ法律事務所に出向した後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として日本企業のアジア展開をサポート。



おかだ さおり
岡田 早織

Okada Law Firm(香港) 弁護士

s.okada@jurists.co.jp

2000年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2013年香港 Registered Foreign Lawyer(日本法)登録。主として中国および香港関連案件を担当。2000～15年西村あさひ法律事務所。2010～13年西村あさひ法律事務所北京事務所首席代表。2013～15年、香港のメイヤー・ブラウン JSM 法律事務所に出向。2015年7月より香港の Okada Law Firm(西村あさひ法律事務所の香港プラクティスにおける連絡事務所)所属。

Ⅲ インド ECB 規制の緩和 負債による資金提供オプションの拡大と留意点 執筆者: 久保光太郎、今泉勇

1. はじめに

近時、インド合弁会社の資金調達に関して、合弁当事者間の持分比率を維持するため、資本でなく負債による資金調達が必要とされる局面が増えています。ところが、インド国内で資金調達をしようとすると、金利の負担が大きかったり、親会社保証の提供を要件とされたりと、実務上の障害が存在します。他方で、日本企業がそのインド子会社等に対してローンにより資金提供を行う場合、インド法上、対外商業借入(External Commercial Borrowing: ECB)として一定の規制(ECBガイドライン)の遵守が必要とな

¹⁰⁾ 契約上、仲裁合意の定めがなされている場合や、専属的管轄の定めがなされている場合には、本条例に基づいて権利を執行する第三者もかかる定めに従うこととなります。

¹¹⁾ 例えば、前記の販売代理店契約の例の場合、契約当事者ではないサブ・ディストリビューターが、契約上定められている自己の権利を、サプライヤー又はディストリビューターに請求する場合は考えられます。

り、容易ではありません。このような状況を受け、2015年9月29日付通達¹²により新たにルピー建てローン(通称Masala Bond)が導入されるとともに、同年11月30日、インド準備銀行(RBI)の発行した通達¹³により、ECBガイドラインについて一定の規制緩和がなされました。今回は、最新の関連規制の概要を紹介するとともに、負債による資金提供一般に関連する論点について概説します。なお、これらの新規制は、本年1月1日に出されたMaster Direction¹⁴に取り込まれています。

2. 新規制の概要

(1) 規制の全体像

従前は、インド国外からの負債による資金提供に関しては、ECBガイドライン上、RBIの事前承認を必要とする事前承認ルートと、そうでない自動承認ルートという大きく二つのカテゴリーが存在し、それぞれに、①借入人、②貸付人、③上限金額、④上限金利、⑤資金用途等の要件が詳細に定められていました。新規制では、以下のように自動承認ルートを大きく以下の3つに区分するとともに、事前承認ルートをごく特定された類型に限定することで規制緩和が図られています。

トラック1	外貨建て中期ローン(平均借入期間3年以上、5年以上)
トラック2	外貨建て長期ローン(平均借入期間10年以上)
トラック3	ルピー建て中期ローン(平均借入期間3年以上、5年以上)

(2) トラック1(外貨建て中期ローン)のポイント

新規制でも、従前の5種類の要件に対応する形で要件が定められていますが、特に以下の点に留意が必要です。

- ①借入人: 製造業、ソフトウェア開発、海運・航空会社、特別経済区内企業等、従前の自動承認ルートに比べて利用可能な業種がより具体的に指定されました。
- ②貸付人: 外国銀行や政府系金融機関、借入人の株主(25%以上の直接出資、51%以上の間接出資、親会社が同一の兄弟会社)等に追加して、年金基金や保険会社等を新たに追加されました。
- ③上限金額: 製造業については1事業年度あたり2億米ドルから7.5億米ドルに拡大されました。
- ④上限金利: 平均借入期間に応じて借手が負担する総コストベース(All-in-cost)の金利が引き下げられました。
- ⑤資金用途: 従前より徐々に運転資金を含む一般的な用途(general corporate purposes)の用途が解禁されていましたが、その要件が若干緩和されました(借入人の株主が平均借入期間5年のローンをする場合)。

(2) トラック2(外貨建て長期ローン)のポイント

トラック2では、借入人要件に関し、トラック1の各企業に加え、インド政府の指定するリストに基づくインフラ・セクターの企業が含まれたのがポイントです。したがって、新規制の導入により、インフラ企業は、トラック1(中期の外貨ローン)ができなくなり、トラック2又は3のみを利用することになりました。

(3) トラック3(ルピー建て中期ローン)のポイント

トラック3は、前記トラック1及び2の外貨建て海外ローンの要件が硬直的であり規制緩和が必要であるとして、新たに導入されたルピー建ての海外ローンです。借手側のメリットとして、ルピー建てで借入時に返済額を確定し、弁済期前のルピーの変動リ

¹² RBI/2015-16/193 A.P. (DIR Series) Circular No.17

¹³ RBI/2015-16/255 A.P. (DIR Series) Circular No.32

¹⁴ RBI/2015-16/15 FED Master Direction No.5/2015-16

スクを国外の貸手に転嫁することができます。

トラック 3 の ECB も、トラック 1 及び 2 の外貨建ての海外ローンと同様、各要件ごとに細かいルールが存在します。もっとも、全体としてみれば、外貨建て海外ローンに比して一般的に緩和されており、例えば、関係会社間のローンの場合、借入人の株主の要件(25%以上の直接出資等)を満たさなくても、トラック 3 の ECB による貸手となることができます。また、実際の運用に際しても、前記導入の経緯より、RBIにより柔軟な解釈が行われることが期待されます。

一方で、一般論として、インドでは新制度導入後、実務が固まるまで時間がかかることが想定されることから、現時点では、トラック 3 の ECB に関して想定されるリスク評価が困難であることも否定できず、今後の利用実績や実務動向を注視する必要があります。

3. 担保権の設定及び実行

ECB ローンによる債権を担保するため、借手であるインド法人の保有する資産や、当該法人の他の株主(例えば、インド現地パートナー)が保有する当該法人(例えば、インド合弁会社)の株式に担保権を設定することも、(関連規制の要件を遵守する限り)可能です。

当局の承認の要否について見ると、担保権設定及び実行のいずれの時点においても、原則として、RBI の事前承認は必要ありません。但し、担保権の設定時には、当該取引に関与する認証取引銀行(Authorized Dealer Bank)が規制上の要件を満たしていると判断する必要があります。また、担保権の実行時には、特に当該担保物件がインド法人の株式の場合、プライシング・ガイドラインズ(Pricing Guidelines)を含む FDI ポリシーを遵守する必要があります。

4. 優先株式や転換社債の利用可能性

以上、インド国外からの負債による資金提供に関して概説しましたが、合弁当事者間の持分比率を維持しつつ、合弁会社に対して資金提供する方法としては、議決権を有しない優先株式(Preferential Shares)又は転換社債(Convertible Bond)等も選択肢として検討に値する場合があります。これらの方法についてもそれぞれ要件と効果が定められていることから、現地法人の長期的な資本政策を練るに際しては、このような資金提供方法も含めた多面的な検討が行われることが必要です。



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表

k.kubo@jurists.co.jp

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007 年から 8 年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、インドを含むアジア新興国案件に携わる。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士

i.imaizumi@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、現在は、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012 年 9 月よりインドの Khaitan & Co 法律事務所への出向を経て、現在は東京事務所にて勤務。

IV インドネシア汚職撲滅委員会(KPK)の弱体化の傾向

執筆者: 吉本祐介

1. はじめに

インドネシアの汚職撲滅委員会(*Komisi Pemberantasan Korupsi*、以下「KPK」といいます。)は、汚職取り締まりのために独自に設

置された、大統領直属の独立した国家機関です。KPK は、無令状での盗聴などの強力な捜査権限を利用して、政治家、国営企業経営者、裁判官などの汚職の摘発を進めており、インドネシアの汚職摘発に重要な役割を果たしてきました。

KPK に対する国民の支持は強いですが、摘発対象となる政治家など KPK の活躍を快く思わない者もいるようで、特に警察とは以前から対立が絶えませんでした。

2. 国家警察長官候補収賄疑惑に関する KPK と国家警察の対立

2015 年 1 月に、KPK が国家警察長官候補である Budi Gunawan 氏を収賄容疑者として指名してから、KPK と国家警察との紛争が再発しました。KPK の動きに対抗して、国家警察は、KPK の議長や委員などを過去の犯罪を理由に次々に捜査・逮捕し、KPK に圧力を掛けていきました。昨年就任したジョコウィ大統領は、KPK と国家警察に融和を呼びかけましたが、国会内に確固とした支持基盤を有しない大統領は、国家警察を押さえることができませんでした。

結局 Budi Gunawan 氏に対する捜査は撤回され、同氏は国家警察副長官に就任しており、KPK と国家警察との間の紛争は、国家警察の勝利に終わったといえます。

3. KPK を弱体化する KPK 法改正案

その後、KPK を更に弱体化させることを目的とした KPK 法の改正案が 2015 年末に国会の優先審議事項とされ、KPK 法の改正案が審議されています。主な改正点は以下の通りです。

- ・ KPK の設置期間は、現在は設けられていませんが、改正案では改正法制定から 12 年間に制限されます。KPK 法自体も改正法制定から 12 年間の時限立法とされています。
- ・ KPK が取り扱う案件は、現在は国庫に 10 億ルピア(約 900 万円)の損害を与えた案件などとされていますが、改正案では国庫に 500 億ルピア(約 4 億円)の損害を与えた案件などに制限されます。
- ・ KPK は、現在は無令状で盗聴を行うことができますが、改正案では盗聴に裁判所の許可が必要とされます。

KPK 法の改正については、国民の反対も根強く、ジョコウィ大統領も反対していることから、改正案が成立するかは不透明です。

4. 今後の注意点

KPK 法改正案が成立するか否かにかかわらず、KPK が特に警察との関係で弱体化していることは否めないと認識されています。日本の警察と異なり、インドネシアの警察に民事不介入という発想はありません。インドネシア企業と外資企業との間の紛争に際しては、インドネシア企業が警察に外資企業の役職員を尋問させるなど、警察を利用して圧力を掛けることが頻繁に見られます。「警察はもはや債権取立屋ではない。」と話す進歩的な警察官も見られるようになって来ましたが、全体的に見ればまだ少数であり、今回の KPK の弱体化によりこの流れが逆行しないか危惧されます。インドネシア企業との紛争に巻き込まれる懸念のある日本企業は、警察の動きにより注意が必要となります。

他方、2015 年 7 月に、インドネシアの著名な訴訟弁護士が裁判官に対する贈賄を理由に KPK に逮捕されており、KPK による汚職の摘発がなくなったわけではありません。インドネシアで事業を行う企業は、KPK の弱体化に気を緩めることなく、汚職防止に努めることが薦められます。



【KPK により国家財産とされた品々。左のギターは、米国バンドからジョコウィ大統領に送られた物。】

よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。日本企業のインドネシア進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。

V 2015 年のミャンマー法実務と 2016 年に向けての展望

執筆者: 湯川雄介

2015 年は、日系メガバンク 3 行の始業、ヤンゴン証券取引所の開設、日系保険会社のティラワ経済特区における業務許可取得、ティラワ経済特区の開業式典の開催等、日系企業にとって明るい話題に恵まれた年でした。その様な中、進出日系企業の数も 280 社(昨年 12 月頭現在でのミャンマー日本商工会登録社数)を超えるなど、ミャンマーに対する日系企業の関心は引き続き高いものがあります。

また、昨年は歴史的ともいえる総選挙が行われ、アウンサンスーチー女史が率いる NLD が大きな勝利を収めました。選挙後の混乱も見られず、現政権も政権移譲に協力的な意向を示しており、新政権は外資政策につき現政権の方針を継承する方向性の模様です。本年 2 月以降の新政権立上げ期に向けて予断を許さない面もあるものの、選挙の前後に一時期中断されていた立法活動も選挙後は従来と同様のスピード感で行われており、官僚機構自体には大きな変化はない見通しですので、現状大きな混乱は想定されないというのが当地の一般的な認識です。

本稿では、ミャンマーにとって激動の年であった 2015 年の法実務を振り返るとともに、2016 年を展望してみたいと思います。

ティラワ経済特区への進出本格化

ティラワ経済特区における投資許可は 2014 年 11 月下旬を皮切りに、2015 年 12 月時点において、その取得企業数は約 40 社に及ぶとともに、そのほぼ半数が日系企業になるなど、同特区が日系企業の進出の力強い受け皿としての地位を確立した年となりました。進出企業の大半は製造業ですが、バリエーションに富んだ進出となっているのが特徴的であり、また、同特区管理委員会により一定の範囲で商業(貿易)的活動も解禁されたことから、今後は同特区区内における商社的活動の開始も期待されます。

ティラワ経済特区への進出に際しては、同特区管理委員会によるワンストップサービスセンターにおいて投資許可申請及び関連する諸手続を一元的かつ迅速に行うことができ、当事務所の経験上も、日系企業の進出の負担軽減に大いに寄与しているという実感があります。物理的なインフラの整備状況もあいまって、今後も、特に製造業を中心とした土地の長期利用が必要な業種にとってはミャンマー進出の第一的な選択肢となり続けるものと思われる。

ミャンマー投資委員会を通じた投資許可の取得状況

2015 年のミャンマー投資委員会(MIC)による外国投資の承認件数は、当局の公表資料によると、2015 年 11 月末現在で 129 件(年度ベース)、うち日系企業案件は 21 件であり、大部分を各種製造業が占めており、更にその大半を委託加工貿易(CMP)が占めている点は前年同様の傾向です。CMP 以外の製造業を見渡した場合の本年の特徴としては、セメント、ペイント他等建設材関連業種が多く見受けられる点があり、ビルの建設ラッシュとなっている当地の実態を如実に反映しているといえましょう。その他、特徴的な業種としては、病院関連、重機レンタル事業、不動産関連事業等があります。

MIC の公表統計において投資許可が創出するであろう雇用の数が明記されるなど、雇用創出が重視されていることに鑑みると、今後も一定ボリュームの雇用確保が期待される製造業を中心として投資許可が付与されるという基本的な傾向は変わらないものの、ミャンマーの発展の為に有意と認められる事業にも投資許可の機会はあるものと思われる。

商業関連の実質的規制緩和

ミャンマーにおいては外資企業による商業、すなわち物品の輸入及び販売(卸売り・小売り)は原則として許容されていないというのがなお一般的な理解ですが、昨年は上述のティラワ経済特区における一部活動の解放のほか、自動車の新車販売業(いわゆる「ショールーム」事業)の外資合弁企業への解禁、外資合併によるエレベーター事業の認可、商業省が11月に発行した通達により外資との合弁企業に対して肥料、種子、殺虫剤及び病院機器の4品目の輸入等が認められるようになるなど、商業活動の規制緩和の動きが目立った年となりました。

上記一連の動きはあくまでも例外的な緩和措置という位置付であると思われ、今後の規制緩和の動向については必ずしも楽観視はできませんが、上記同様個別に緩和措置が講ぜられる可能性はあると思われ、具体的な事業の遂行可能性については都度当局へ照会する等により確認することが望ましいでしょう。

労務関係

法律上定めはあるものの、必ずしも徹底されているとは言いがたかった従業員との雇用契約につき、昨年8月に公表された雇用労働社会保障省の通達を契機として、その締結及び所轄の労働局への提出が運用上も強く求められるようになりました。また、当該通達の運用上、当該雇用契約は原則として当局所定の書式によらなければ認められないこととなるなど、雇用契約の締結実務に大きな変化が生じた年となりました。

また、最低賃金法に基づく最低賃金を月額3,600チャット(約330円)とする旨の通達がほぼ同じタイミングで発出され、労働集約型の製造業を中心に、今後労務管理上の影響が出てくることが予想されます。

上記の一連の動きは、主として工場労働者の権利保護を想定したものと思われ、多くの日系企業には妥当しない又は適用が必ずしも適当ではない面もありますが、当局の運用に対応しつつ、業務実態との整合性を確保するためには、労働当局との密接な折衝等、実務上の工夫が要求されるでしょう。

2016年への展望

外国投資家にとって関心が高く、昨年中の制定が見込まれていた、統一投資法、改正会社法、各種知的財産法については、総選挙の影響も有り、現時点では未だ制定に至っていませんが、本年中には制定される見通しで有り、投資実務に大きな影響を与える可能性があります。

また、新政権の誕生に伴い、米国の経済制裁が緩和されるのかも大きな注目点でしょう。制裁緩和により日系企業が取引をしやすい状況となった場合には、上記投資法制・会社法制の改正と相まって、ミャンマーにおけるM&A環境が飛躍的に前進する可能性も秘めており、2016年は2011年以来の「本格的」な投資の幕開けとなることが期待されます。

他方、これらの法律が制定された場合であっても、当局の現場レベルにおける運用が安定する迄には相応の期間を要することが見込まれるため、その理解・適用にあたっては、法律そのものの理解はもとより、当局担当官との現地における折衝等を含む実地での検証が必要不可欠という状況は従来と大きく変わらない見通しです。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 弁護士 ヤンゴン事務所代表

y.yukawa@jurists.co.jp

1988年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M)。2013年よりミャンマーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へ外資規制、MIC・ティラワ投資許可手続、合弁関係、労務等を含む法的アドバイスを広く提供。

VI フィリピンの競争法について

執筆者: 佐藤正孝

フィリピンでは、従前、刑法、価格法その他の法令(以下「競争関連法令」といいます。)において公共の利益に反する独占並びに不正競争及び取引を規制するにとどまり、包括的な競争法が定められていませんでした。しかし、ASEAN共同体形成への行程を示すASEAN経済(AEC)ブループリントにおいて、ASEAN加盟国は 2015 年度中に競争法を整備することが目標とされていたこともあり、フィリピンでも包括的な競争法が新たに制定され、2015 年 8 月 8 日から施行されるに至りました¹⁵。そこで、本稿では、フィリピンの競争法の概要について、紹介いたします。

1. フィリピン競争法委員会(Philippine Competition Commission)の設置

フィリピンでは、競争法が昨年施行されるまで、競争関連法令において一定の独占行為及び不当な取引を規制しており、これら競争関連法令の執行は、司法省管轄の競争局(Office for Competition)等が担当していました。

競争法では、後述するとおり、禁止の対象となる不正競争及び取引が規定された他、リーニエンシー制度や企業結合審査も新たに導入され、競争法等の違反行為については行政罰が科されること等が規定されています。そのため、競争法等の違反の調査、企業結合審査、及び法令違反等があった場合に行政罰等を課す権限を付与されたフィリピン競争法委員会が新たに設置されました(第 5 条乃至第 12 条)。但し、競争法及び競争関連法令違反に関する刑事事件の捜査及び訴追は、競争法施行後も競争局が担当します(第 13 条)。

2. 競争法に基づく禁止行為¹⁶

(1) 不当な競争制限(第 14 条)

競争者間における、①価格その他の取引条件に関する競争を制限する合意、及び②入札談合等は、実質的に競争を制限する目的又は効果の有無にかかわらず、それ自体が当然に禁止されると規定されています(第 14 条(a))。

他方、③生産、販売、技術開発又は投資を制限する競争者間の合意、及び④販売又は購入量、対象地域、製品、サービス、仕入先又は取引先等を含む市場の分割又は割当に関する競争者間の合意は、実質的に競争を制限する目的又は効果を持つ場合に禁止されると規定されています(第 14 条(b))。

更に、上記以外にも、実質的に競争を制限するその他の合意が一般的に禁止されていますが、この一般禁止条項には、生産性若しくは商品の流通を改善し、又は技術若しくは経済の促進に寄与する場合には違法とはなりません(第 14 条(c))。

(2) 優越的地位の濫用(第 15 条)

競争者とその優越的な地位を濫用し、実質的な競争制限になり得る以下の行為を行うことは禁止されます(第 15 条(a)乃至(i))。

- ① 当該市場での競争を排除する目的で行われる、原価を下回る価格での商品の販売又はサービスの提供
- ② 当該市場への参入の妨害、又は他の競争者の当該市場での成長を妨げる行為
- ③ 当該取引と関係のない義務等を負うことを取引の条件とする行為
- ④ 同一商品役務に関し不合理に差別的な価格その他の条件を設定する行為
- ⑤ 実質的に競争を制限する目的又は効果を有する、再販売価格の指定、再販売価格に基づくディスカウント又はリベートの設定、他の競争者との取引制限等を含む、リース、売買、又はサービスの条件等に制限を設ける行為

¹⁵ 競争法の施行規則は本稿執筆時点では公布・施行されておりません。2016 年第 1 四半期中には公布・施行される予定とされています。

¹⁶ 以下は、条文を翻訳したのではなく、概要を記載したものになります。正確には、該当条文をご確認下さい。

- ⑥ 関係のない別の商品又は役務の購入を条件とする商品の販売又はサービスの提供
- ⑦ 農水産業従事者又は中小企業等に対して、不公正に低い購入価格を設定する行為
- ⑧ 他の競争者、仕入先、取引先、消費者等に対して、不公正な購入又は販売価格を設定する行為
- ⑨ 消費者を害する、生産、販売又は技術開発の制限

但し、生産性若しくは商品の流通を改善し、又は技術若しくは経済の促進に寄与し、その効果を消費者が公平に享受できる場合には、優越的地位の濫用には該当しません。なお、当該市場のシェアの 50%以上¹⁷を有している者は、優越的な地位を有しているものと推定されます(第 27 条)。

(3) 行政罰及び刑事罰

第 14 条又は第 15 条に違反した場合、①その違反が初回の場合には、最大 1 億ペソの課徴金、②2 回目以降の違反の場合には、1 億ペソ以上 2 億 5 千万ペソ以下の課徴金の対象となります(第 29 条(a))。

更に、第 14 条(a)又は(b)に違反した場合には、違反した企業の役員に対して、2 年以上 5 年以下の禁錮及び 5 千万ペソ以上 2 億 5 千万ペソ以下の罰金の対象となります(第 30 条)。

なお、上記の第 14 条(a)又は(b)の違反行為については、フィリピン競争法委員会に対して当該違反行為の申告及び情報提供を行うことにより刑事責任等が免責されるリーニエンシー制度も併せて導入されました(第 35 条)。リーニエンシー制度の詳細は、フィリピン競争法委員会により別途定められる予定です。

3. 企業結合審査

これまで、フィリピンでは企業結合審査に関する法制度はありませんでしたが、フィリピン競争法では新たに企業結合審査が導入されることになりました。具体的には、フィリピン競争法では、取引価格が 10 億ペソを超える企業結合取引について、フィリピン競争法委員会に対して事前届出を行ってから 30 日(以下「待機期間」といいます。)を経過するまで、当該企業結合取引を実施してはならないと規定されています(第 17 条)。この事前届出を怠った場合、取引価格の 1%から 5%までの範囲の金額が課徴金の対象となります。

フィリピン競争法委員会は、企業結合取引が競争を実質的に制限する可能性がある場合、待機期間を経過するまでに、企業結合当事者に対して追加情報の提供を求めることができ、この追加提供の要請がなされた場合、全ての資料が提出された日から 60 日間(最長でも企業結合当事者がフィリピン競争法委員会に対して最初の通知を行った日から 90 日間)、企業結合取引を実行することができません。企業結合取引が競争を実質的に制限すると判断された場合、フィリピン競争法委員会は、当該企業結合取引の実行の禁止又は一部の事業を売却すること等を当該企業結合取引の実行の条件とすること等を命じることができます(第 18 条)。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A 及びコーポレート案件全般に関するアドバイスをを行う。現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

¹⁷ 但し、フィリピン競争法委員会は、特定のセクターについて、異なる基準を設定できるとされています。

Ⅶ 台湾における整理解雇について

執筆者：孫櫻倩

1. はじめに

近時、日本企業による台湾事業の見直しやM&Aが盛んになる中、事業の再構築や再編成に伴い、その台湾拠点における余剰人員の整理解雇を検討するケースも増えています。この点、台湾における整理解雇の要件及び手続きについては、労働基準法、就業服務法、及び労働者の大量解雇に関する保護法¹⁸(以下「大量解雇法」といいます。)等の法令に従うべきこととなりますが、このうち大量解雇法が2014年及び2015年に、また労働基準法が2015年に、相次いで改正され、整理解雇に係る規定も一部改められました。そこで本稿では、最新の法令に基づき、台湾における整理解雇の要点につき説明します。

2. 整理解雇に係る根拠法令及び留意点の概要

労働基準法11条によれば、使用者の事業に関し、廃業、譲渡、欠損、業務縮小、不可抗力による1ヶ月以上の営業停止等、経営上の特殊な事由が発生したときは、使用者は、同法16条に基づき労働者に対して一定期間前までに解雇予告を行うか又は解雇予告期間分の賃金相当額を支給した上で即時に、労働契約を終了させることができます。但し、この場合には労働契約の終了に関する責任は労働者に帰さないことから、労働基準法17条又は労働者定年退職金法¹⁹12条の規定により、使用者は解雇手当を給付しなければなりません。また、もし一定期間内に整理解雇する労働者の人数が大量解雇法2条による基準に達する場合には、大量解雇法の適用対象となり同法に基づく規制にも服することになるため、特に注意が必要です。

3. 解雇予告について

(1) 法定予告期間

労働基準法16条1項によれば、使用者が同法11条に基づき労働契約を終了させる場合の解雇予告期間については、以下の通り定められています。

- a. 勤続期間が3ヶ月以上1年未満の場合、10日前までに予告すること。
- b. 勤続期間が1年以上3年未満の場合、20日前までに予告すること。
- c. 勤続期間が3年以上の場合、30日前までに予告すること。



【日本の新幹線技術の輸出・現地導入の初の事例となった台湾高速鉄道(通称「台湾新幹線」)】

(2) 解雇予告期間中の労働者による休暇請求権

労働基準法16条2項によれば、労働者は解雇予告を受けた後、新たな求職を目的として就業時間中に休暇時間を請求し外出することが認められます。またその際、当該休暇時間分の賃金が通常通り支払われなければならないことについても法定されています。但し、当該休暇時間数は、1週間あたり2日分に相当する労働時間数を超えてはならないものとされています。

¹⁸ 中文では、「大量解雇勞工保護法」と表記されます。

¹⁹ 中文では、「勞工退休金條例」と表記されます。

(3) 解雇予告に代わる措置

労働基準法 16 条 3 項によれば、使用者が上述した法定予告期間に従った解雇予告を行わずに労働契約を終了させる場合には、当該使用者は予告期間分の賃金を支払わなければならない旨規定されています。このことから、逆に使用者は、解雇予告を行う代わりに予告期間分の賃金相当額を労働者に対して支給する方式をもって、即時に解雇をなすことも可能であると解されます。

4. 解雇手当の給付義務について

(1) 根拠規定

使用者は整理解雇を行う場合、労働基準法 17 条又は労働者定年退職金法 12 条の規定に従い、解雇される労働者に対して解雇手当を給付しなければなりません。

(2) 解雇手当金額の計算方法

上記各法令規定に基づく解雇手当金額の計算方法について整理すると、以下の通りとなります。

- (i) 2005 年 7 月 1 日より前に労働契約を締結済み且つ定年退職金制度に関する旧制度²⁰を選択した労働者についての解雇手当金額の計算方法²¹：
- a. 同一使用者の事業単位における継続的な勤務期間につき、満 1 年ごとに 1 ヶ月分の「平均賃金」²²相当額を解雇手当として給付します。
 - b. 上記計算による剰余月数について、又は勤務期間が 1 年未満の場合については、その月数の比率に応じて算出された金額を給付するものとします。なお、1 ヶ月未満の勤務期間部分については 1 ヶ月とみなして計算します。
- (ii) ①2005 年 7 月 1 日より前に労働契約を締結済みながらも定年退職金制度に関する新制度²³を選択した労働者²⁴についての 2005 年 7 月 1 日以降の勤続期間分に係る解雇手当金額及び②2005 年 7 月 1 日以降に労働契約を締結した労働者²⁵についての解雇手当金額の計算方法²⁶：
- a. 同一使用者の事業単位における継続的な勤務期間につき、満 1 年ごとに 0.5 ヶ月分の「平均賃金」相当額を解雇手当として給付します。
 - b. 上記計算による剰余月数について、又は勤務期間が 1 年未満の場合については、その月数の比率に応じて算出された金額を給付するものとします。なお、1 ヶ月未満の勤務期間部分については 1 ヶ月とみなして計算します。
 - c. 但し、6 ヶ月分の「平均賃金」相当額を、法令に基づき給付すべき解雇手当金額の最高額とします。

²⁰ 台湾では、企業定年退職金制度に係る旧制度(労働基準法 53 条以下に規定された退職金制度)と新制度(2005 年 7 月 1 日から施行された労働者定年退職金法上の制度)が並存しており、それぞれの制度の根拠法の適用の別により、結果的に解雇手当の計算方法についても差異が生じる形が採られています。

この点、2005 年 7 月 1 日より前から同一企業に勤務している労働者については、労働者定年退職金法の施行後 5 年間の選択猶予期間が与えられていたましたが、現在では既に同猶予期間が経過済みであるため、すべての労働者について、新旧両制度のうちいずれが適用されるか確定済みであると考えられます。なお、2005 年 7 月 1 日以降に労働契約を締結した労働者については、そもそも新旧制度間での選択権はなく、すべて新制度が適用されます。

²¹ 労働基準法 17 条の規定によります。

²² 「平均賃金」とは、過去 6 ヶ月間に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額を指します(労働基準法 2 条)。

また、ここでいう「賃金」とは、経常的に支給されるものが対象とされること、以下にあげる金銭の支給分については経常性が認められないため(労働基準法細則 10 条)、「平均賃金」に係る計算の基礎からは除外されることとなります。

* 労働基準法上の「賃金」に足るだけの経常性が認められない金銭の支給例：

①配当金、②各種賞与、③春節、端午節、中秋節等に支給する祝儀、④医療補助金、教育補助金等、⑤労働者が顧客から直接得たサービス料、⑥冠婚葬祭時に使用者から贈られる祝儀、香典、見舞金、弔慰金等、⑦職業災害補償金、⑧労工保険及び使用者が労働者を被保険者として加入した商業保険に関し使用者が負担する保険料、⑨出張旅費、出張手当、交際費等、⑩作業服、作業用品等の代金、又は⑪その他中央主管機関が公的事業に係る主務機関と協議して指定したものの支給。

²³ 前掲注 21 参照。

²⁴ なお、当該労働者についての 2005 年 6 月 30 日以前の勤続期間分に係る解雇手当金額については、(i)に上述した方法にて計算されることとなります。

²⁵ 前掲注 21 下線部のとおり、すべて新制度の適用対象となります。

²⁶ 労働者定年退職金法 12 条の規定によります。

(3) 解雇手当の給付期限

解雇手当は、労働契約が終了した後 30 日以内に給付しなければなりません。

(4) 解雇に係る資料の作成・報告

就業服務法 33 条によれば、使用者が労働者を解雇するときは、労働者の離職日の 10 日前までに、解雇される労働者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、担当職務、解雇事由及び就労指導の必要性等の事項を資料に記載して、現地の主管機関及び公立就労サービス機構²⁷⁾に報告しなければなりません。なお、ここでいう現地の主管機関とは、各県・市の勞工局を指します。

(5) 解雇手当の給付義務に違反する場合の罰則等

使用者が解雇手当の給付義務に違反する場合には、労働基準法 78 条又は労働者定年退職金法 47 条の規定に基づき、過料が科され得ることになります。また、使用者が 5. に後述する「大量解雇」をなし、且つ解雇手当の未払いが存する場合には、その責任者が台湾からの出国制限の処分を受ける可能性も存します。

5. 大量解雇法に基づく規制について

(1) 立法趣旨及び経緯

大量解雇法は、労働者を不当な大量解雇から保護することを目的として、2003 年に制定・公布されました。その後、2008 年、2014 年及び 2015 年の計三回に亘り、労働者の保護を強化する方向での法改正(保護対象の拡大、罰則の強化等)が実施されています。

(2) 「大量解雇」該当性判断の基準

現行の大量解雇法 2 条の規定によれば、同法による規制が適用される「大量解雇」に当たる場合とは、次のいずれかに該当する場合を指します。

- ① 同一の企業の同一の工場²⁸⁾において、雇用した労働者数が 30 人未満であり、60 日以内に解雇する労働者数が 10 人を超える場合。
- ② 同一の企業の同一の工場において、雇用した労働者数が 30 人以上 200 人未満であり、60 日以内に解雇する労働者数が 3 分の 1 又は 1 日以内に 20 人を超える場合。
- ③ 同一の企業の同一の工場において、雇用した労働者数が 200 人以上 500 人未満であり、60 日以内に解雇する労働者数が 4 分の 1 又は 1 日以内に 50 人を超える場合。
- ④ 同一の企業の同一の工場において、雇用した労働者数が 500 人を超え、60 日以内に解雇する労働者数が 5 分の 1 又は 1 日以内に 80 人を超える場合。
- ⑤ 同一の企業において、60 日以内に解雇する労働者数が 200 人又は 1 日に 100 人を超える場合。

なお、ここでいう「労働者数」については、臨時性、短期性、季節性、特定性を有する業務に従事する定期労働者²⁹⁾(但し、就業服務法 46 条に基づく外国人定期労働者は除きます。)の数も含めて計算すべきこととされているため、「大量解雇」該当性判断の際には注意を要します。

²⁷⁾ 国民の就業及び使用者による労働者募集を支援するために政府機関により設置された機構を指します。

²⁸⁾ ここでいう「工場」については、実際の法運用においては必ずしも製造業における工場に限られるわけではなく、広く事業所単位を指す文言として解されています。以下同じ。

²⁹⁾ 労働期間が労働契約により定められた労働者を指します。

(3) 「大量解雇」に該当する場合の規制内容

使用者が労働者を「大量解雇」する場合、使用者はその 60 日前までに、解雇の理由、解雇部門、解雇日、解雇人数、解雇対象の選定基準、解雇手当金額の計算方式、及び転職指導案等を記載した解雇計画書を主管機関及び関連機関に提出し、これを掲示して公告しなければなりません(大量解雇法 4 条)。

その後、上記解雇計画書の提出日から 10 日以内に、労使双方は協議を行うべきものとされています(大量解雇法 5 条)。もっとも、仮に労使双方が協議を拒絶したり又は協議が合意に達しない場合には、主管機関が 10 日以内に、労使双方から組織された協議委員会を招集することになります。この場合、当該協議委員会は、解雇計画の内容について協議を進め、適時に代替案を提出しなければなりません。協議委員会にて合意に達した協議内容は、個々の従業員に対して効力を有するものとされます(大量解雇法 7 条)。

なお、解雇通知を受けた労働者が、労使双方が協議・交渉を継続し未だ合意に達していない間に新たな職を得てこれに就いたという場合であっても、使用者は法律に基づき、当該労働者に対して解雇手当を支払わなければなりません。またこの場合、仮に大量解雇法の規定に基づき労使協議が行われた結果として、法令に基づく水準よりも労働者にとってより有利となる解雇手当等の合意がなされたときは、上記の労使による協議・交渉中に新たな職に就いた労働者についても、当該合意内容が適用されるべきものとされます。さらに使用者は、労使協議が継続している間は、解雇通知を受けた労働者を任意に転勤させたり又は解雇したりすることはできないものとされているため、留意が必要です(大量解雇法 10 条)。

大量解雇法上の各規定に違反する場合には、それぞれ過料が科され得ることになります(大量解雇法 17 条乃至 19 条)。



そん いんちえん
孫 櫻 倩

西村あさひ法律事務所 外国法パートナー*

i_sun@jurists.co.jp

*外国法共同事業を営むものではありません。

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003年～2006年台北の震瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、及び知財争訟などを中心に、日台間の幅広い涉外案件に従事。

Ⅷ タイ: 事業担保法 (BUSINESS SECURITY LAW)

執筆者: 小原英志、下向智子 Atitharnbhorn Uwanno、Tomoyoshi Jai-ob-orm

1. 背景

タイでは、2015 年 11 月 5 日付の官報で、2015 年事業担保法(Business Security Act)が 2016 年 7 月 2 日から施行されることが公示されました。

従来、タイでは、破産法上の担保権者は、債務者の財産に質権、抵当権又は留置権を有する債権者に限られていました。この点、質権については、担保目的物が動産に限られており、また、実際に質権者へ担保目的物を引渡すことが要件とされていることから、債務者が当該担保目的物を事業活動において使用することができなくなるというデメリットがあります。また、抵当権の場合、抵当権者への担保目的物の実際の引渡しは要件ではないものの、抵当権の目的物が土地・建物等の不動産や、一定の機械等の特定の動産に限られている他、抵当権の実行には裁判手続が必要とされることから相応の時間を要するという問題があります。

今回新たに施行される事業担保法では、新たな担保類型として、事業担保権を認めました。これは、金融機関等の特定類型の者を担保権者とし、質権や抵当権の目的物とされていない、企業の有価物を対象とする担保権であり、更に債権者は質権者や抵当権者と同様に破産法上の担保権者としてみなされることとなりました。

2. 事業担保法に基づく事業担保の設定

事業担保法において、事業担保契約とは、担保権を設定する当事者が担保権者となる相手方当事者に対して「担保目的物」を差し入れ(但し、物理的に担保目的物を引渡すことは要件とされていません)、自身又は第三者による債務の履行を保証する契約と定義されています。なお、担保権設定者は個人又は法人(会社等)の何れも認められていますが、担保権者は 2008 年金融機関事業法に基づく金融機関やその他特定の者に限られています。

事業担保の対象となり得る担保目的物は以下のとおりとされています。

- ・ 事業(担保権設定者の事業活動に使用する財産又はこれに関連する権利のうち、第三者への譲渡が可能であり、譲受人が直ちに事業活動を継続できるもの)
- ・ 債権(売掛金・銀行預金等)但し、手形(約束手形等)等により構成される権利を除く
- ・ 担保権設定者の事業活動に使用する動産(機械・棚卸資産・原材料等)
- ・ 不動産(担保権設定者が不動産事業に従事している場合に限る)
- ・ 知的財産(著作権・商標・特許・営業秘密等)
- ・ その他省令に定めるもの

抵当権を設定する場合と同様に、事業担保の設定は、書面により契約をした上で管轄当局(商務省事業開発局事業担保登録室)へ登記することが要件とされており、これに反した場合には契約は無効と規定されています。なお、抵当権の登記の場合には抵当目的物ごとに登記することが必要であるのに対し、事業担保の場合には契約書ごとの登記が可能とされています。事業担保契約の登記が完了した場合、商務省は登録制度が採用されている資産(知的財産、土地等)の登録制度を管轄する当局(知的財産局、土地局等)と連携して担保目的物に関する情報を登録し、統一された情報が一般に公開されることとなります。

事業担保法に基づく担保権については、契約に別段の定めのない限り、担保権設定者が担保目的物を所持・使用・交換・処分・譲渡すること等が認められているため、中小企業が金融機関等から融資を受けるために事業担保を差し入れても、通常の実業活動を継続することが可能となります。

3. 事業担保法に基づく事業担保権の実行

事業担保の担保権者は、事業担保契約に定める事由が生じた場合、担保権を実行することが可能とされています。また、事業担保法では、担保権を実行するほとんどの場合において以下で概説する裁判手続「外」での実行が可能とされていることから、債権者が担保権を実行することがより容易になることが考えられます。

事業担保権の実行は、事業担保に設定されている担保目的物が「事業」かその他の担保目的物であるかによって、その手続が 2 通りに分けられています。

3.1 「事業」について実行する場合

事業担保の対象とされている「事業」について担保権を実行する場合、事業担保法に基づき商務省より許認可を受け、担保権設定者と担保権者の双方の合意により任命された管財人が、裁判所に代わって「事業」の調査・管理・実行を行います。「事業」の実行が認められる事由が生じた場合、管財人が判断した場合、担保権設定者は 7 日以内に管財人へ事業、書類、それに関連する権利・債務を引き渡さなければならないとされています。管財人は「事業」が処分されるまでその「事業」を管理する義務があり、処分された場合、その売却代金が担保権者(及び場合に依りてその他の債権者)に割り当てられます。

3.2 その他の担保目的物について実行する場合

その他の担保目的物については原則として裁判手続外で実行することが可能とされており、「事業」を実行する場合と比べて手続がより簡素と言えます。この場合、担保目的物の実行は、担保権者が担保物件の所有権を取得するか、または競売により行われ、事業担保契約に基づく債務は担保権の実行後全額免除されることとなります。

4. 事業担保契約の解除

事業担保契約は、以下の何れかの事由が生じた場合に解除されます。

- ・ 被担保債務の消滅
- ・ 両当事者間の相互合意
- ・ 担保の受け戻し
- ・ 担保権が実行された場合、又は担保権者が担保目的物の所有権を取得した場合

5. まとめ

事業担保法は、今後企業が金融機関から融資を受ける上での重要なツールになることが期待されますが、現状では不明確な点も多々あるため、今後、詳細に関する省令や指針等の発出が待たれるところです。



おはら ひでし
小原 英志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所代表

h.obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008年～2009年 三菱東京UFJ銀行米州法務室（在ニューヨーク）、2011年～2013年 タイ Tilleke & Gibbins に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



しもむかい ともこ
下向 智子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t.shimomukai@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。1999年～2005年厚生労働省。2014年9月よりバンコク事務所にて勤務、日系企業のタイへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に携わる。



アティターボーン・ウワンノ
Atitharnbhorn Uwanno

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 フォーリンアトニー

atitharnbhorn.uwanno@juristoverseas.com

2013年タイ国弁護士登録。2009年～2011年タイ政府人事委員会、2011年～2013年タイ財務省歳入局。2013年7月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。



トモヨシ・ジャイ オブ オーム
Tomoyoshi Jai-ob-orm

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 フォーリンアトニー

tomoyoshi.j@juristoverseas.com

2013年タイ国弁護士登録。バンコクの LS Horizon Limited 及び Kasame & Associates Law Office での実務経験を経て、2014年6月から西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。

区 ベトナム 2015年立法動向ハイライト

執筆者: 小口光、渡邊純子、Nguyen Tuan Anh

2014年に、新不動産法、新投資法、新企業法といった注目すべき重要法令が数多く制定されました。これに加えて、2015年には、長期間待ち望まれていた新法令も多数発布・施行され、ベトナムの法制度と投資環境は、課題はまだあるものの、より一層整備が進んでいると評価することができます。本ニュースレターでは、ベトナムに近年導入された法令の中から、外国投資家の観点から特に重要と思われる法令について簡単にその概要をまとめます。

◆ 企業登録登記に関する新政令

2015年7月1日に施行された新企業法の下で、同年9月、円滑な事業遂行のために企業登録手続について定める政令78/2015/ND-CP(以下政令78号といいます。)が制定され、同年11月1日から施行されています。この政令78号により、これまで負担の重かった書類事務が軽減され、ベトナムにおける投資環境が一層改善されることが期待されています。特に注目すべき点は、以下のとおりです。

- ✓ まず、オンラインによる登録申請が可能となりました(<https://dangkyquamang.dkkd.gov.vn>)。会社の新規設立及び企業情報の変更のいずれの手続についても、企業登録手続全体がポータルサイトを通じてオンラインで行えるようになります。このような電子媒体による申請書類は、紙媒体の申請書類と同様の効力を有することとされています。
- ✓ 企業登録機関は、法令により定められた登記申請書類以外の追加書類の提出を求めることができないことが明記されました。さらに、企業登録機関による申請書類の修正又は追加の要請は一回限りとすることが定められました。また、企業登録に関する法令は、全国一律に適用されます。中央省庁又は省の人民委員会が、各々、特定の業種や地域によって異なる企業登録関連法令を発することも禁止されました。
- ✓ 以上の結果、新企業法施行前の実務として一般的に求められていた、非上場の株式会社の株主又は有限会社の出資者を外国投資家に名義変更をする際の株式又は持分取得取引における履行完了に関する証拠(支払証明書)が、必須ではなくなったものと解されます。

◆ 社印の使用と管理に関する新政令

企業の社印に関し新たな規律を導入した新企業法の内容を受けて、2015年10月、政令96/2015/ND-CP(以下政令96号といいます。)が制定され、同年12月8日から施行されています。この政令96号には主に次の点が定められています。

- ✓ 当該政令は、投資法及び企業法(旧投資法及び旧企業法を含みます。)に基づき設立された企業についてのみ適用があります。これ以外の法律により設立された企業(例えば、証券会社、保険会社、公証役場、弁護士事務所等)については、依然として、社印の使用と管理につき従前の要件に従うべきとされています。
- ✓ 2015年7月1日以前に警察により発行された社印は、引き続き有効であり、認可当局に届け出る必要はありません。しかし、新たに上記政令の下で社印を作成する場合には、その印影を認可当局に届け出た上で、従前の印鑑及び当該印鑑の登録証明書は、発行を受けた警察に対して返還する必要があります。新しい印影は、国家企業登録ポータルサイト(National Business Registration Portal)で公開されます。

◆ 新投資法に関する新政令

2014年に制定された新投資法の下で、2015年11月初旬にようやく待望の政令(政令118/2015/ND-CP。以下政令118号といいます。)が制定され、同年12月27日から施行されています。この政令118号で規定された事項として特に注目すべき点を以下に紹介します。

- ✓ 投資登録のための申請書類は、ベトナム語で作成する必要があります。外国語で記載された書類がある場合には、有効なベトナム語訳を添付する必要があります。外国語による原文とベトナム語訳の間に矛盾のある場合は、後者が優先されます。
- ✓ 投資登録機関は、法律により定められているもの以外の書類の提出を求められないことが明記されました。また、書類の修正や追加を要求する場合には、修正や追加をすべき内容を一通の通知書に纏める必要があります。さらに、申請書類に関して、他の関連する管轄当局の意見を照会する必要がある場合、意見を求められた当局は、法定の期限内に意見を述べなければならない、これを行わない場合には、対象となっている申請について同意したものとみなされます。
- ✓ WTO非加盟国の投資家にも、加盟国の投資家と同様の条件が適用されることになりました。また、ベトナムのWTOコミット

メントに含まれておらず、外国投資家に関する投資の条件がベトナム国内法で定められていない事業活動に関する申請については、計画投資省への照会が必要とされます。一度、計画投資省による承認があれば、同様の事業活動に関する投資登録申請を審査する際に先例として考慮されることとなります。

- ✓ 投資計画の登録と会社設立にかかる企業登録について、ワンストップの仕組みが導入され、投資家は、投資登録機関を窓口として、投資申請と企業登録申請の双方を提出できるようになりました。申請書類の取扱いについて、投資登録機関と企業登録機関との間で調整されます。
- ✓ 企業買収との関連では、(i)持分の取得や出資の対象となる会社が、外国投資家に対して条件の課せられている事業(条件付き投資分野の事業)を営んでいる場合、又は(ii)持分の取得により対象会社の持分の 51%以上を外国投資家が保有するようになる場合(51%未満から 51%以上に保有を増加させる場合や、51%以上からその後さらに増加させる場合も含みます。)には、投資登録機関から承認を取得する必要があります。持分の取得後は、対象会社が持分の取得以前に行ってきた投資計画について、投資登録証明書を取得したり変更を行う必要はありません。

◆ インターネット情報セキュリティ法の新規導入

国会は、インターネット上の情報保護問題に対処するための法的枠組みとなる、インターネット情報セキュリティ法の導入に踏み切りました。同法は、全 8 章 54 条からなり、インターネット情報の保護活動や、インターネット保護事業に関する機関の権利義務について定めをしておいており、2016 年 7 月 1 日から施行されます。さらに、同法は、ベトナムにおいて重要度を増している当該分野において、新規雇用や投資機会を生み出すことを約束しています。



おぐち ひかる
小口 光

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ベトナム事務所統括パートナー
h_oguchi@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。日本からベトナム・インドネシア他東南アジアを中心とした海外進出案件を幅広く取り扱う。JICA ラオス法整備(2005)、同ベトナム技術支援(競争法)アドバイザー、外務省国際協力局政策課課長補佐(2006)等。



わたなべ じゅんこ
渡邊 純子

西村あさひ法律事務所 弁護士
j_watanabe@jurists.co.jp

2011 年弁護士登録、2012 年西村あさひ法律事務所入所。2016 年ベトナム外国弁護士登録。ベトナムにおける M&A、一般企業法務など、日系企業のベトナムへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に多く携わる。



グ エ ントゥアン アン
Nguyen Tuan Anh

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 フォーリンアトニー
nguyen.tuan.anh@juristsoverseas.com

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイの ASEAN Installation & Investment JSC にて 1 年、ハノイの YKVN 法律事務所にて約 6 年の実務経験を経て、2015 年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。

コラム：～シンガポール新会社法(連載第5回)～株式②

前回に引き続き株式について解説します。シンガポールは法人税が17%と低く、決済通貨、決済手段、外貨支払、資本取引などの規制もなく、シンガポール会社法で設立された会社を投資ヴィークルとして活用するケースも少なくありません。その中では、種類株式を用いた投資も多く見受けられます。今回は、シンガポール会社法上の種類株式及び一般的な株式の発行手続きについて紹介したいと思います。

1. 種類株式

シンガポール会社法では、フレキシブルに株式の内容を設計することを許容しており、普通株式と優先株式など、以下のような内容を定款に記載することにより、種類の異なる複数種の株式を発行することも可能です。なお、定款に記載されていない条件は、他の種類の株式と同じ条件が付されているものとみなされます。

- ① 議決権：無議決権、複数議決権、黄金株
- ② 配当：優先・劣後、参加・非参加、累積・非累積
- ③ 残余財産分配権：優先・劣後、参加・非参加、累積・非累積
- ④ 転換・償還：発行会社からの請求によるもの、株主からの請求によるもの

会社法改正前は、「優先株式(preference shares)」の定義(無議決権又は配当・残余財産分配についての参加権あり)が会社法にあり、この定義により、種類株式の設計に制限が生じるのではないかと議論がされておりましたが、今回の改正により、かかる定義が削除され、その問題もクリアされております。また、会社法改正前は、公開会社(public company。非公開会社(private company。定款上、株式の譲渡に制限があり、かつ、株主の数が50名以下の会社)ではない会社)については、1株1議決権以外の株式は認められておりませんでした。今回の改正により、これも認められるようになりました。公開会社に含まれる上場会社については、会社法や定款の規定のみならず、上場先の規則に従う必要がある点、留意が必要です。

2. 株式の発行

投資ヴィークルとして用いられる非公開会社の株式の発行の一般的な手続きについて説明します。非公開会社の株式発行の手続きを多少簡略化して説明すると、概要、以下の手順となります。

- ① 株主総会での株式発行権限の取締役会への授権の承認
- ② 取締役会での株式発行決議
- ③ 引受人との契約
- ④ 発行対価の払込み
- ⑤ ACRA への届出
- ⑥ ACRA での株主名簿の書換え
- ⑦ 株券発行



【アジア最大の観覧車のシンガポール・フライヤー】

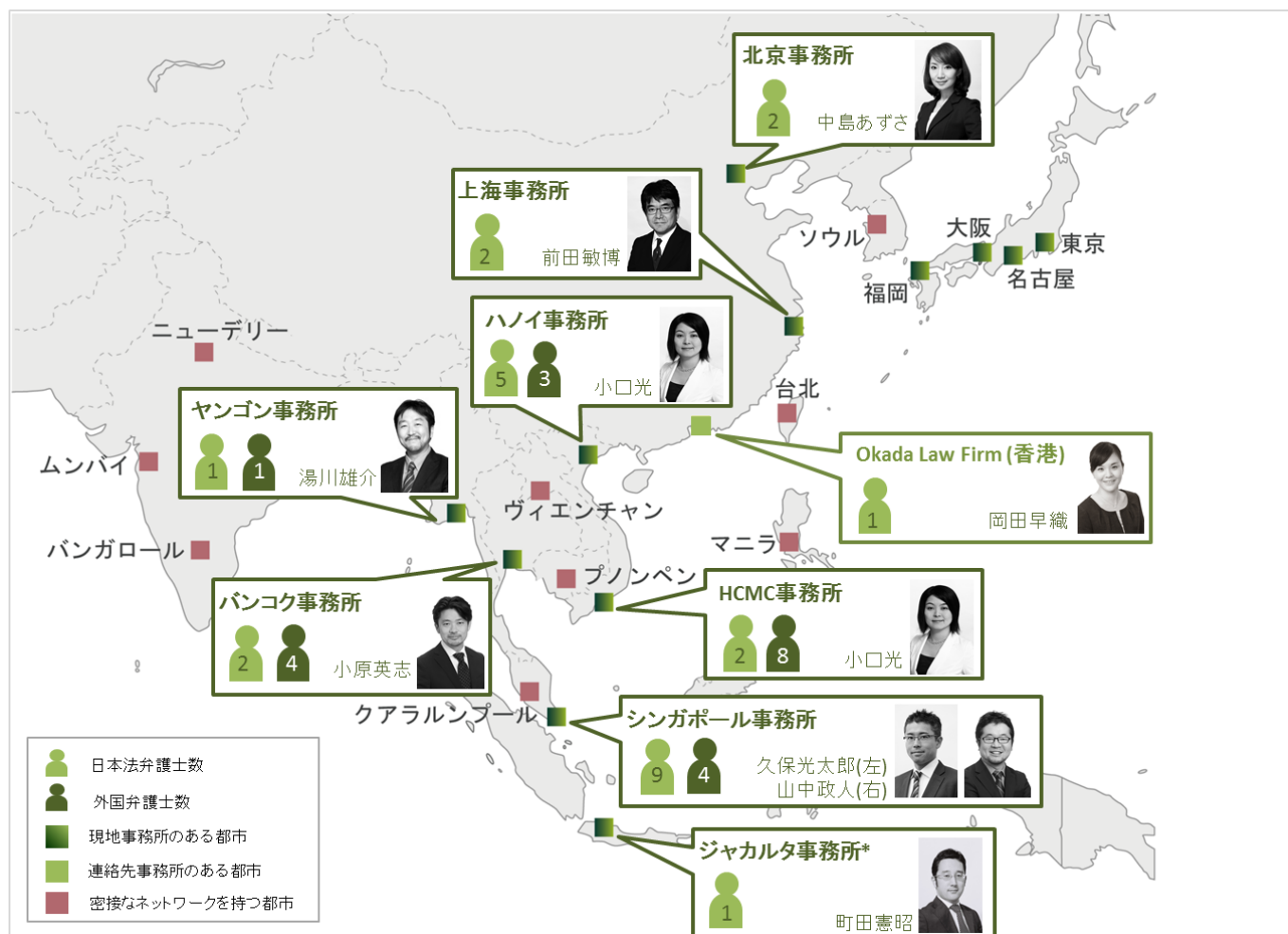
株式の発行権限は、多くの会社では、取締役会にあるものと定款に定めております。もっとも、かかる株式の発行については、株主総会での事前の承認が必要とされます。かかる承認は株式の発行毎に行なわれる必要はなく、一般的には、毎年開催される定時株主総会でこれを定めております。その際には、特に引受けを行なう者や発行する株式数を定める必要もありません。また、引受人が株主となるのは、上記⑥の時点となります。以前は、会社秘書役が管理していた株主名簿への記載により、株主となっておりましたが、今回の改正により、ACRAにて電子的に管理されている株主名簿への記載により、株主となることと定められました。株券の発行は、上記⑥から60日以内に行なわなければならないとされております。



西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所

[山中 政人](#)

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム
アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

小口光、武藤司郎、福沢美穂子、廣澤太郎
柳瀬ともこ、グエン・ティ・タン・フォン
ブイ・ヴァン・クワン、グエン・トウアン・アン

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com

大矢和秀、平松哲
ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック
チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン
マリア・グレンダ・ラミレス、レ・ティ・タン・マイ

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)
佐藤正孝、宇野伸太郎、煎田勇二、桜田雄紀
眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎、イカング・ダーヤント
シャロン・リム、ディーパク・シンマー、メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-(0)1-382632
E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) *関連事務所
Tel: 080-9042-4590
E-mail: s_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。